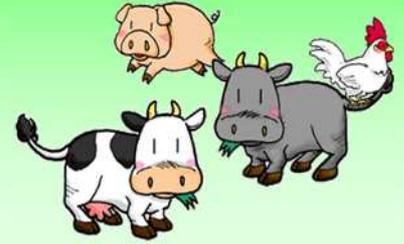


川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



野生イノシシの豚熱感染状況について

豚熱は、豚熱ウイルスが原因の豚やイノシシの病気です。ヒトには感染しませんが、豚やイノシシでは発熱、食欲不振、元気消失を示し、伝染力が強く、死亡率が高い病気です。県内では令和4年5月に吉賀町で発見された野生死亡イノシシにおいて豚熱感染が確認されて以降、感染地域が拡大し、下の図の赤色で囲まれた部分が感染確認地域となっています（令和6年1月4日時点）。

豚飼養者の皆様におかれましては、野生動物の侵入防止対策を徹底していただくとともに、なるべく野生イノシシの生息エリアに立ち入らないようお願いいたします。関係者の皆様におかれましても、野生イノシシ生息エリアに不用意に立ち入らないようお願いいたします。イノシシの生息エリアに立ち入った場合は、立ち入った衣服や靴のままで農場に訪問しないでください。また、生息地域に立ち入った際の衣服、靴、車両の消毒を徹底し、ウイルスを拡げないようにご協力をお願いいたします。

島根県における野生イノシシ豚熱感染確認状況 (1例目～94例目まで)

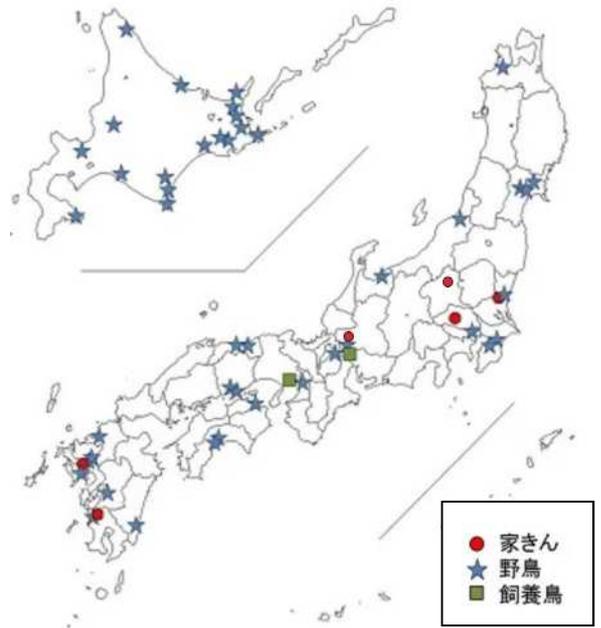
令和6年1月4日時点 川本家保





高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

今シーズン、国内における鳥インフルエンザの発生状況は、右の地図のとおりです。家きん飼養農場での発生は、佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県の6県6事例となっています（令和6年1月5日時点）。また、野鳥での発生は、国内全域にわたり、83事例となっています（令和6年1月4日時点）。昨シーズンと同様に極めてリスクの高い状況が継続していますので、家きん飼養者、畜産関係者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。特に、飼養家きんに異常が認められた際には、すぐに当所までご連絡ください。



子牛の寒さ対策は大丈夫ですか？

子牛は成牛に比べて体が小さく体表面積の割合が多く、皮下脂肪も少ないため寒さに弱いとされています。子牛の適温は13℃～25℃と言われており、寒さは増体の遅延を招くだけでなく、子牛期に下痢や肺炎を引き起こす最も大きな要因となります。

簡単にできる寒さ対策としては、

1. 保温

ベストやネックウォーマーの着用で、寒さを軽減することができます。

2. 清潔で乾いた敷料

敷料が濡れていると子牛の体温を急速に奪ってしまうため、敷料を増やすとともに、交換頻度も高める必要があります。

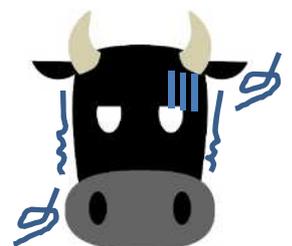
3. すきま風を防ぐ

隙間風が入る部分がある場合は補修し、子牛へ直接寒風が当たらないようにしてください。換気は天気の良い昼間がおすすめです。

ご自身の農場に合った寒さ対策で、牛も人も寒い冬を乗り切れるといいですね。



(しまね和牛優良繁殖経営事例集より)





採卵及び受精卵移植研修会を実施しました！

令和5年10月19日に、矢上高等学校において、2年生を対象に、受精卵移植技術研修会を実施しました。講師として、畜産技術センター繁殖技術科の職員を招き、午前中は採卵及び受精卵の凍結処理の見学、午後は牛への受精卵移植の見学及びと畜子宮を用いた雌性生殖器の構造を学ぶ研修を行いました。採卵及び受精卵移植の見学では、講師からの解説を熱心に聞く姿がみられました。また、と畜の子宮を用いた研修では、雌性生殖器の構造を学んだ後、講師から採卵や移植について再度解説を受け、子宮を触ったり、移植器を子宮に入れる実習を行いました。移植器を子宮に到達させることがなかなかできず、何度もチャレンジする様子がみられました。普段はなかなか見る機会のない採卵や移植に興味をもって研修に参加していました。将来、採卵や移植に関わられる際の参考になればと思います。

今年度は、一般の移植師の方向けの研修会は実施しておりませんが、研修の希望等がありましたら、ご連絡ください。



家畜人工授精に関する報告をお願いします

家畜人工授精所開設者の方には、「家畜改良増殖法施行規則第49条に基づく運営状況の報告」について、業として家畜人工授精等を行う家畜人工授精師及び獣医師の方には、「種付成績報告」について、先日、依頼文を送付させていただいたところです。それぞれ令和5年次の状況について、**1月末日までに**家保まで提出をお願いします。提出方法は、郵送、持参、FAXまたはメールのいずれでも構いません。様式のメール送付を希望される方は依頼文に記載のメールアドレスまでご連絡ください。よろしくお願いいたします。

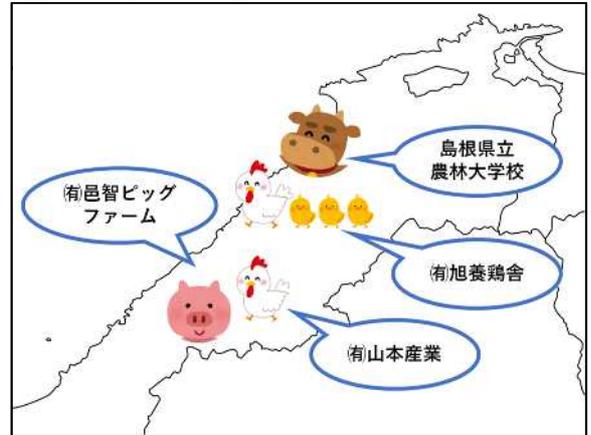
美味しまね認証について



美味しまね認証制度とは、県の定めた GAP（生産工程管理基準）基準に基づき産品が生産されていることを認証する島根県の認証制度です。平成 21 年度にスタートし、平成 31 年からは上位基準を設け、より高いレベルの GAP 推進を図っています。

認証産品は農産物（米、ブロッコリー、ぶどう、緑茶等）、畜産物（鶏卵、肥育牛、肉用豚、肉用鶏等）、林産物（しいたけ等）、水産物（イワガキ等）と多岐にわたり、664 経営体が本認証を取得しています（うち、上位認証は 520 経営体。令和 5 年 10 月時点）。

美味しまね認証という「味＝おいしさ」の評価のようですが、そうではありません。認証の基本



管内の上位認証取得農場

となる考え方 GAP とは「Good Agricultural Practices」＝「良い農業のやり方」。生産活動の各工程の記録・点検を行い、それらの情報を元に生産工程の評価・改善を行うことで、より良い農業生産を実現する仕組みです。美味しまね認証制度は、経営体が GAP に取り組んでいることを県が認証する制度です。

美味しまね認証制度が広がり、商品に認証マークを見かける機会が増えました。県 HP でも認証取得者の取組みを紹介していますので、是非ご覧ください。

HP : <https://oishimane.com/>

畜産 GAP の 7 つの柱

農場経営管理（教育訓練・内部点検）

人権保護（適切な労働条件の確保）

労働安全（機械の整備・点検、作業安全）

食品安全（異物混入防止、水の安全性確保）

環境保全（廃棄物の適正処理）

アニマルウェルフェア

家畜衛生（飼養衛生管理基準）

～編集後記～

今年は暖冬といいますが、年末には 10 年に一度といわれる寒気が日本列島を襲うなど、まだまだ寒い日が続きます。年末年始も慌ただしく、忙しく過ごされていると思いますが、身体に気をつけて寒い時期を乗り越えましょう。

